

産商第 293 号
平成 21 年 3 月 25 日

株式会社マイカル
代表取締役 松井博史 様

京都市長 門川 大作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成 20 年 7 月 31 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伏見サティ
京都市伏見区御堂前町 616 番地

- 2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年通商産業省告示 第 16 号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

今後は、法第 10 条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況）

当該商業施設は、都市計画上の商業地域に立地しており、北側及び東側は店舗と店舗兼用住宅、南側には店舗と住宅、西側は道路を隔てて店舗、事業所、駐車場及び住宅が位置している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐輪場整備の状況、営業時間の繰上げについての意見等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるとともに、駐車場の位置の変更に伴う減少台数分は、既にある他の契約駐車場で収容可能であることから、出入口の数の変更を含めても周辺環境に与える影響は少ないと考えられる。

（2）駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

変更前の営業時間に対する増加時間の割合は8%であり、変更に伴う等価騒音レベルは予測によれば基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから影響は少ないと考えられる。

なお、荷さばき作業は午前6時30分から行われることから、周辺環境への影響について現状を的確に把握するとともに、周辺住居に与える影響について十分配慮することが望まれる。